イ　制度本来の目的を踏まえた制度の拡充に係る見直し

本制度における技能実習期間は、現行、最大で３年間とされ、再度の技能実習は原則として認められていない。しかし、更に高度な技能等の修得のために３年では十分でないことなどを理由に、実習期間の延長を求める声がある。我が国の技能等を開発途上国等に移転するという国際貢献の趣旨からは、かかる要請に応える必要があり、適正な実習が行われている限りにおいて、これを認める合理性もある。そこで、前記アに記載した施策を検討し、技能実習制度の適正化を行うとともに、受入れ体制等を考慮して、適正な受入れを行ってきていると認められる優良な監理団体・実習実施機関で実習する技能実習生に対しては、実習期間の延長又は再技能実習を認める方向で見直しを行う。

また、実習生の受入れ人数区分についても見直しを行う。すなわち、現行法上、団体監理型の技能実習生の受入れ人数枠は、常勤職員数が50人以下の実習実施機関は一律３人まで、51人以上100人以下の実習実施機関は６人までなどとされている。この人数枠については、更にきめ細かい区分に分け、それに応じた人数枠を設定することや、優良な受入れ機関に対しては人数枠の拡大を認める方向で見直しを行う。

さらに、今後は、対象職種の拡大も検討する。技能実習制度は、研修制度の定着を踏まえて平成５年に導入され、当初の対象職種は17職種であったが、現在は71職種にまで拡大してきている（平成27年４月）。これも、送出し国側のニーズと受入れ側の状況の変化に、迅速かつ的確に応えてきた結果であり、今後も、開発途上国等への技能等の移転による国際貢献を行うという制度の趣旨を踏まえ、送出し国側のニーズや我が国の産業実態に即した形での対象職種の拡大を行う。

4　在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

⑴　課題等

平成24年７月９日、新しい在留管理制度が導入され、外国人登録制度は廃止された。これにより、中長期在留者について、法務大臣がその在留管理に必要な情報を一元的に把握することができるようになった。また、同日、外国人住民に係る住民基本台帳制度が導入され、中長期在留者等外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象となり、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）を利用した法務省と市区町村との情報連携体制が構築されたことにより、市区町村が行政サービスを実施するために必要な外国人の基本情報を速やかに提供できることとなった。

新しい在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度は、外国人住民の多い市区町村で構成される外国人集住都市会議を始めとする地方公共団体の要請も踏まえて導入されたものである。

外国人が集住する地域では、まさに「内なる国際化」が進んでおり、日本人住民と外国人住民との共生を図るための取組が行われている。

ただし、外国人との共生社会の実現には、多くの課題に取り組む必要がある。これに取り組むに当たっては、国の施策のみならず、地方公共団体による行政サービスの提供が円滑に行われることが不可欠であり、地方公共団体が必要な情報は何か、地方公共団体が求める真の共生社会のイメージは何か、それらも踏まえ、国として実施すべき施策は何か等、今後、議論を重ねていくことが必要である。

外国人の受入れに当たっては、出入国管理行政と外国人との共生社会に向けた施策を車の両輪として推進していくことが求められ、それは政府全体で取り組むべき大きな課題である。

⑵　今後の方針

ア　在留管理制度の的確な運用及びその見直し

平成24年７月９日から運用が開始された在留管理制度と住民基本台帳制度との情報連携により、中長期在留者等の在留資格の変更等の情報が、法務省から速やかに市区町村に提供され、住民票に反映されるようになった。そのため、市区町村は、外国人に対する行政サービスに必要な基本情報を住民基本台帳に基づいて把握できるようになった。その意味で、この在留管理制度は、外国人との共生社会の実現に貢献していると考えられる。

法務省と市区町村との情報連携は、市区町村における住民行政の円滑な遂行のために不可欠である。これは、外国人との共生社会の実現という観点からも重要な意義を有することから、引き続きその適正な運用を図っていくとともに、外国人との共生社会の実現に向けて市区町村との更なる連携の強化に努めていく。

イ　外国人との共生社会の実現に向けた取組

外国人が集住する地域における取組及びそこで指摘される課題は、今後の外国人受入れの在り方を考える上でも極めて重要であり、受け入れる対象が「人」である以上、受入れに係る議論のみが先行することは望ましくなく、外国人本人及びその帯同者の日本語教育、外国人の子どもの教育や社会保障、外国人の就業支援、住宅など、受け入れた後の地域における「住民」としての視点からの検討も併せて行っていかなくてはならない。その際には、外国人が地域の住民として貢献できるよう生活環境を整備していくことや、外国人の権利等への配慮も必要である。

外国人との共生社会の実現には、地方公共団体を含め政府全体として総合的な施策の推進が必要であり、外国人の受入れによる問題の発生を受けて施策を講じるのではなく、そもそも外国人を受け入れる際に外国人と共生する施策を講じておくことが重要である。法務省としては、出入国管理行政と外国人との共生社会の実現に向けた施策を同時に進めていくよう、今後も積極的に共生社会の実現に向けた取組に参画していく。

5　観光立国実現に向けた取組

⑴　課題等

観光は、我が国が再び経済成長を遂げるための極めて重要な分野の一つである。急成長を遂げるアジア諸国を始め、世界の観光需要を取り込むことで、地域の活性化や雇用機会の増加が期待され、訪日外国人に我が国の魅力を伝えることによって相互理解の促進にもつながり、国際社会における我が国の確固たる地位の確立に資することも期待できる。

平成18年に観光立国推進基本法が制定され、政府においては、平成20年に観光庁を設置、平成24年には、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光立国推進基本計画（平成24年３月30日閣議決定）を策定した。さらに、平成25年３月には総理が主宰し、全閣僚を構成員とする「観光立国推進閣僚会議」を立ち上げるなど、観光立国の実現に積極的に取り組んできた。その結果、平成25年には、平成15年以来の政府目標であった訪日外国人旅行者数1,000万人を初めて達成し、平成26年には1,300万人を超えた。

今後、平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を追い風とし、訪日外国人旅行者数と旅行消費の更なる拡大に向けた取組を進め、観光がもたらす大きな経済効果を期待し、平成27年６月、「観光立国推進閣僚会議」において取りまとめられた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」では、受入環境整備を急ピッチで進め、訪日外国人旅行者数「2,000万人時代」の早期実現を図ることとされた。

今後も外国人旅行者数は更なる増加が見込まれ、円滑な出入国審査が求められることとなるが、同時に、我が国の治安や国民の安全を守るには、テロリストや不法滞在を企図する者等の入国を水際で確実に阻止することが必要である。

⑵　今後の方針

ア　自動化ゲートの利用拡大

自動化ゲートは、指紋認証を活用して日本人や在留外国人の出入（帰）国手続を自動化することで、利用者の迅速な手続が可能となるだけでなく、これによって得られた入国審査官の余力を新規入国外国人の審査等対面審査が不可欠な業務に重点的に配置することによって出入国審査全体を円滑かつ迅速に行うことができる効果がある。自動化ゲートは、平成19年11月に成田空港に導入され、その後、中部空港、関西空港、そして羽田空港と順次設置空港を拡大し、平成26年11月には、これまでの４空港合計40台から合計70台に増やして運用している。